





三上税理士法人発行 オリジナル事務所通信

代表 便り

「フィリピンパブ嬢の社会学」映画化!舞台は春日井市!

皆様、こんにちは。今回は映画の話です。

ネットニュースなどにも掲載されていましたが、中島弘象さんが実体験をつづった書籍「フィリピンパブ嬢の社会学」が映画化され、2023年に全国公開されるとのことです。春日井市勝川地区で撮影をするということで、映画の経営形態について相談にのった経緯もあり、是非良い映画が出来てほしいです。



そんな経緯から、少し前に書籍も読ませて頂きました。非常に面白く、あっという 間に読み切ってしまいました。特に、私のような男性は、自分とリンクしてしまうかもです(笑)。特に、フィリピンパブに行ったことのある男性は、没入感があるかもです(笑)。特に、未婚の男性は、うらやましくなってしまうかもです(笑)。ちょっとした空き時間に読むのにちょうど良いと思いますので、気になった方は是非お読みください。

映画はラブストーリーが主になるのかな〜と勝手に想像していますが、書籍の中では、ビザや国際結婚、 日本にいるフィリピン人親の教育問題などがわかりやすく説明されています。映画化にあたり、あまり説明 基調だと面白くないと思うので、そこをどう表現するのかも楽しみの一つです。

書籍によると、ひと昔前は興行ビザによって入国してきたパブ嬢が多かったのですが、現在は人身売買の温床になり得るという国際的な批判から、興行ビザで入国してパブで働くことが出来ないらしく、そのために偽装結婚で入国してくる女性が多いようです。その裏にはブローカー?暴力団?がいるとかΣ(̄ロ ̄III)

人身売買でいえば、事業協同組合の外国人実習生制度も外国から批判があり、少し問題になりましたね。 外国人実習生制度といえば、私が理事長をやっております「かすがい事業協同組合」!最後に番宣みたいになりましたが、いよいよコロナも明けて少しずつ稼働するようになりました。「人材育成を通じた国際協力を推進します!」、「人員を計画的に確保したいと思っている!」という方は、是非お問い合わせください(^^)

本店 便り

副業収入 300 万円以下は自動的に雑所得に!?





国税庁が令和4年8月に公表した所得税基本通達の改正案では、副業(不動産賃貸収入は除く)収入が300万円以下のものは原則、雑所得として扱われます。主たる所得でないものは、すべて300万円以下かどうかで判断されます。

改正後の副業での所得は、事業所得として青色申告特別控除(電子申告の場合 65 万円控除)を適用することや、損失(赤字)が生じた場合に給与所得等と損益 通算(相殺)することなどは行えなくなります。

収入が 300 万円以下でも事業所得として認められるのは、コロナの影響により収入が一時的に下がった などといった特殊な事情を証明できる場合等が挙げられます。

逆に、収入金額が300万円超であれば自動的に事業所得になるかと言えば、そうではありません。主たる所得との兼ね合いなど、ケースバイケースとなることが考えられます。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

令和4年8月31日時点ではこの改正はまだ正式決定しておらず、さらなる変更もあり得ますが、決定した場合には令和4年分の確定申告から適用される予定となっています。



【先月号の誤記のお詫びと訂正】

先月号(令和4年9月号)DR.taxの「本店便り」におきまして、以下の記載に誤りがありました。 お詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

- ●「本店便り」記事中の表、「小規模企業共済」の「掛金拠出額」項目の2行目
 - (誤) (掛金総額上限800万円)
 - (正) ※上記一文を削除します。小規模企業共済には、掛金総額の上限はありません。

皆さまにご迷惑をお掛けしましたことをお詫びいたします。

無料経営相談実施中!!!

代表 三上による経営相談をご活用ください!

2022 年 10 月開催スケジュール(要予約)

10月11日(火) 13~17時 10月13日(木) 10~12時 / 18~20時

ご予約電話番号 0120-974-830

臨時休業のお知らせ

10月6日(木) ~ 10月10日(月・祝)

※10月11日(火)より通常営業致します。

緊急の場合は、三上(090-1830-5990)まで ご連絡ください。

皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、 ご理解を賜ります様お願い申し上げます。

経営 情報

中古住宅の取得に関する住宅ローン控除制度の改正

文責:木村

以前の DR.tax で、令和 4 年度改正では、住宅ローン控除制度について控除率の引下げや借入限度額の見直しがされることをご紹介しましたが、今回はそれに加え、令和 4 年 1 月 1 日以後居住する中古住宅についてご説明します。

改正前は、耐震基準又は経過年数基準に適合する中古住宅が対象とされ、適合することを証明する書類が必要でした。

※耐震基準……建築基準法施行令の規定又は地震に対する安全性に係る基準への適合を要件とするもの

※経過年数基準…鉄骨造など耐火建築物であれば築25年以内、非耐火建築物であれば築20年以内の住宅



改正後は、経過年数基準が廃止され、耐震基準に適合するものに一本化され ます。

また、新耐震基準適合住宅(昭和 57 年 1 月 1 日以降に建築された住宅)であれば、耐震基準に関する証明書がなくても控除が適用されるようになります。 なお、この日よりも前に建築された住宅の場合でも、耐震基準に適合することが書類により証明することができる場合は対象となります。

ご不明な点等ございましたら担当までお申し付けください。

【参考】

国税庁 タックスアンサーNo.1211-3

中古住宅を取得し、令和 4 年以降に居住の用に供した場合(住宅借入金等特別控除) https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1211-3.htm



愛してマスカットと

文責:大脇

こんにちは。秋空が高く澄み渡り、秋の訪れを感じる季節となりましたね。

ところで、昨今のシャインマスカット人気はすごいですね ∑ (・□・;) スーパーの果物コーナーにずらっと並んでいるだけでなく、ケーキにパイの実に なんとどら焼きにまで!

私の小さい頃には無かったなぁと調べてみたら、2006 年に品種登録されたらしいです(納得)。シャインマスカット栽培面積で愛知県は全国 10 位! 今年も東谷山へ買いに行ってまいります(`・ω・´)ゞ



さて、今年 10 月 1 日から適用される最低賃金が発表されましたが、愛知県内はなんと 986 円! 引き上げは 19 年連続で、上げ幅は 1975 年以降、47 年ぶりの高水準となりました。愛知労働局の推定によると72 万 8 千人程度の賃金が上がる見通しだそうです。



私が初めてアルバイトをしたのは高校生の時、今から三十ごにょごにょ年前…。当時、コンタクトレンズは今のように両眼一か月分 4,000~5,000 円程度では到底購入できませんでした。ハードコンタクトレンズが安くても一枚約 15,000 円もしたあの頃。(まさに、「そこ踏まないでください」と落としたコンタクトレンズを探していたら、素敵な殿方と手が触れあって YES フォーリンラブ♡、みたいなドラマがあったようななかっ

たような時代です(笑)。)そんな時代に、コンタクトレンズ代のために喫茶店でバイトした時の時給は 600 円台。今は 300 円以上も違うんだなぁとしみじみ。

と、ここで突然ですが最低賃金クイズ!

- Q1 労働者が同意したら時給は何円でもいいでしょうか?
- A1 たとえ労働者が同意したとしても低い賃金の契約は認められません。 最低賃金より低い賃金で契約したとしても、法律によって無効となり、最低賃金額で契約したと みなされます。
- Q2 試用期間中や高校生、または 65 歳以上の高齢者や外国人実習生にも地域別最低賃金は適用されるでしょうか?
- A2 全労働者に適用されます。
- Q3 月給者は、賃金が最低賃金以上かどうかをどのように確認するでしょうか?
- A3 月給÷一か月平均所定労働時間≥最低賃金額(時給)であるかで確認できます。 月給には通勤手当や時間外手当は除きます。
- Q4 障がい者を雇用していますが、精神または身体の障害により著しく労働能力が低いです。 最低賃金を払う必要がありますか?
- **A4** 一般の労働者より著しく労働能力が低い等の場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、特定の労働者については、使用者が労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

行楽 日記

信州旅行

文責:梶田

コロナによる行動制限のない夏休み、1 泊 2 日で信州に行ってきました。ETC 周遊ドライブ割、信州巡りフリーパスを利用しました。周遊エリア内のインターが乗り降り自由なので、好きなところに行くことができてお得です。

まずは行きたかった戸隠神社へ。随神門から奥社までの杉並木は圧巻でした。片道徒歩40分と調べて分かっていましたが、なかなかの勾配で、段差がかなりある石の階段もあり、到着した時には息が上がっていました。お参りのあとは戸隠蕎麦をいただきました。行きたかったお店は2時間待ち、テーマパークのアトラクション待ち並みです。さすがに諦めて第2候補のお店でお蕎麦をいただきました。



次は善光寺へ。お戒壇巡りをしました。階段をおりて、真っ暗な通路を進みます。本当に真っ暗で何も見えず怖かったです。左手に荷物を持ち、右手を腰辺りの位置にして壁伝いに進みます。方向がわからず、時々柱のでっぱりがありました。そして極楽の錠前と呼ばれる鍵を触りました。この鍵が善光寺のご本尊と結ばれていて触るとご利益があるそうです。地上に戻るととても太陽がまぶしかったです。



翌日は栗で有名な小布施へ。

- 1. 竹風堂さんの栗みぞれ。栗のかき氷です。栗あんがのって、栗のシロップがかかっています。 栗三昧で夏には最高です。お土産は栗のどらやきに栗の水羊羹です。
- 2. 桜井甘精堂さんの栗わっぱ。栗のおこわです。お土産は栗ペーストを。
- 3. 小布施堂さんのモンブラン。 3店舗制覇です!

最後は松本城と松本市美術館へ。晩御飯は松本名物の山賊焼き、鶏の一枚肉を揚げた料理です。とてもボリューミーでおいしかったです。名前の由来は諸説あるそうですが、山賊は物を"とりあげる"から、"鶏を揚げる"料理を山賊焼きと呼ぶようになったそうです。











マスクはしっかりして、至る所に設置してある消毒液をプッシュしつつ、充実した夏を過ごすことができました。

10 月の税務

- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分) 納付期限…10月中において各自治体の条例で定める日
- ・8 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉、
 - 2月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)

申告期限…10月31日(月)

三上税理士法人

■本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92 TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108-9 TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス mikami@taxer.info